

知的障害や発達障害のある人への 就労支援



就労支援

*Occupational Therapy for the people
with mentally disabled
and developmental disorder*



★「働く意欲のある人」にとって「働くこと」は自己実現や社会参加の役割を果たすことがある。それは、知的障害や発達障害のある人にとっても同様である。

厚生労働省は、「働く意欲のある人たちの安定した雇用の実現を目指して」さまざまな見直しと取り組みを行っています。障害者雇用について、以前は福祉的就労(保護的就労)である小規模作業所に働く場を委ねられることが多かったのですが、障害者総合支援法が定められ、対象者に応じた働く場や地域での展開が求められるようになっています。作業療法士は、対象者のニーズや障害特性に応じてその状態や生活環境を理解し、作業分析を行ったうえで、作業環境の調整や作業のマッチング、適応能力の向上を目指すことができます。しかしながら就労支援の作業療法についてマニュアル化されたものは少ないので現状です。今回のマニュアルでは、知的障害や発達障害のある人の就労支援について、これまでの変遷や制度、現在の社会資源について紹介します。そして特別支援学校からの働きかけを含む就労支援の実際について、作業療法士の役割や視点を、施設種別ごとに事例を通して紹介します。



なお、知的障害者について、以前は「精神薄弱者」と公称されていましたが、1998年に「知的障害者」と名称が変更されました。この名称変更にならい、制定時の法律名を除き、本マニュアルでは統一して「知的障害者」として記述します。発達障害者については、従来は知的障害者または精神障害者の双方の領域に含まれることもありましたが、2005(平成17)年に「発達障害者支援法」が施行されたことを踏まえ、同法制定後以降の記述については「発達障害者」とします。



知的障害や発達障害のある人への就労支援 実践の流れ

	学び・育みの時期	就職準備期	就職活動期	職場定着期
概要	自立・社会参加に向け必要な知識・技能を養う時期	「働きたい」という願い・目標に向け、必要な準備を行う時期	公共職業安定所で求職者登録を行い雇用契約を結ぶまでの時期	就職後の職場・生活環境に対応することで安定を目指す時期
各時期を通して注意する点	<p>◎課題作業・生活場面での観察や対象者との会話から特性の把握を行い、将来の希望やニーズを把握すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○まずは本人のニーズを理解することから始めましょう。 ○ご本人・作業・環境を把握し資源を上手に組み合わせ活用しましょう。 			
着目するスキル	<ul style="list-style-type: none"> ・生活のリズムを整える ・言葉（表現力）や数への理解 ・基礎体力向上 ・集中力・持続力等の習得 ・特性（適性や課題）の把握 ・対人交流の特性を把握 			
活用できる資源・施設等	 <p>特別支援学校</p> <p>発達障害者支援センター</p> <p>障害者総合支援センター</p> <p>相談支援事業所</p> <p>生活介護事業</p> <p>就労移行支援事業</p> <p>就労継続支援日型事業</p> <p>就労継続支援B型事業</p> <p>就労継続支援A型事業</p> <p>一般就労 (特例子会社を含む)</p>  <p>公共職業安定所</p> <p>障害者就業・生活支援センター</p> <p>障害者職業センター</p> <p>障害者就労支援センター等</p> <p>就職サポート</p> <p>トライアル雇用</p> <p>民間活用委託訓練事業</p> <p>職業訓練校</p> <p>障害者職業能力開発校</p> 			
留意点	個々の特性を評価し必要な配慮について支援者で共有・申し送りを行う	職場体験・実習が鍵となる	企業・職務・作業内容のリサーチとマッチングが鍵となる	本人と企業のサポートが重要

●ご本人のニーズや状況により、時期は、重なったり行き来することがあります。それを踏まえサービスを利用しましょう。